

令和5年5月8日以降の本校の教育活動について

- 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症に移行することに伴い、令和5年5月1日付教育長通知が出されました。
- この通知では、令和5年5月7日をもって「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、各学校では基本的感染対策を講じながら通常の教育活動を実施することなどが明記されております。
- つきましては、本校におきましても令和5年5月8日より次の事項を取り止めました。
 - ・ 毎日の健康観察票の記入・確認をすること
 - ・ 清掃活動と別に日常的な消毒作業を行うこと
 - ・ 昼食時の黙食（ただし感染流行時を除く。）
- 今後も可能な限り、
 - ・ 2方向の窓を同時に開けて常時換気
 - ・ こまめな手洗い指導等基本的な感染症対策は継続してまいりますので、今後ともご理解ご協力のほどお願いいたします。
- 今後も、試行錯誤は続きますが、感染症対策と学びの保障の両立を図り、生徒の学校生活が充実したものになるよう取り組んでいきます。